

# 平成14年度国土交通省PFIセミナー資料

平成15年3月14日

総合政策局 政策課

- 目次 -

1. PFIとは

2. 国土交通省におけるPFI事業の推進状況について

3. 質問回答集

# PFI 《private finance initiative》

公共施設等の建設、維持管理、運営  
等を民間の資金、経営能力及び技  
術能力を活用して行う手法

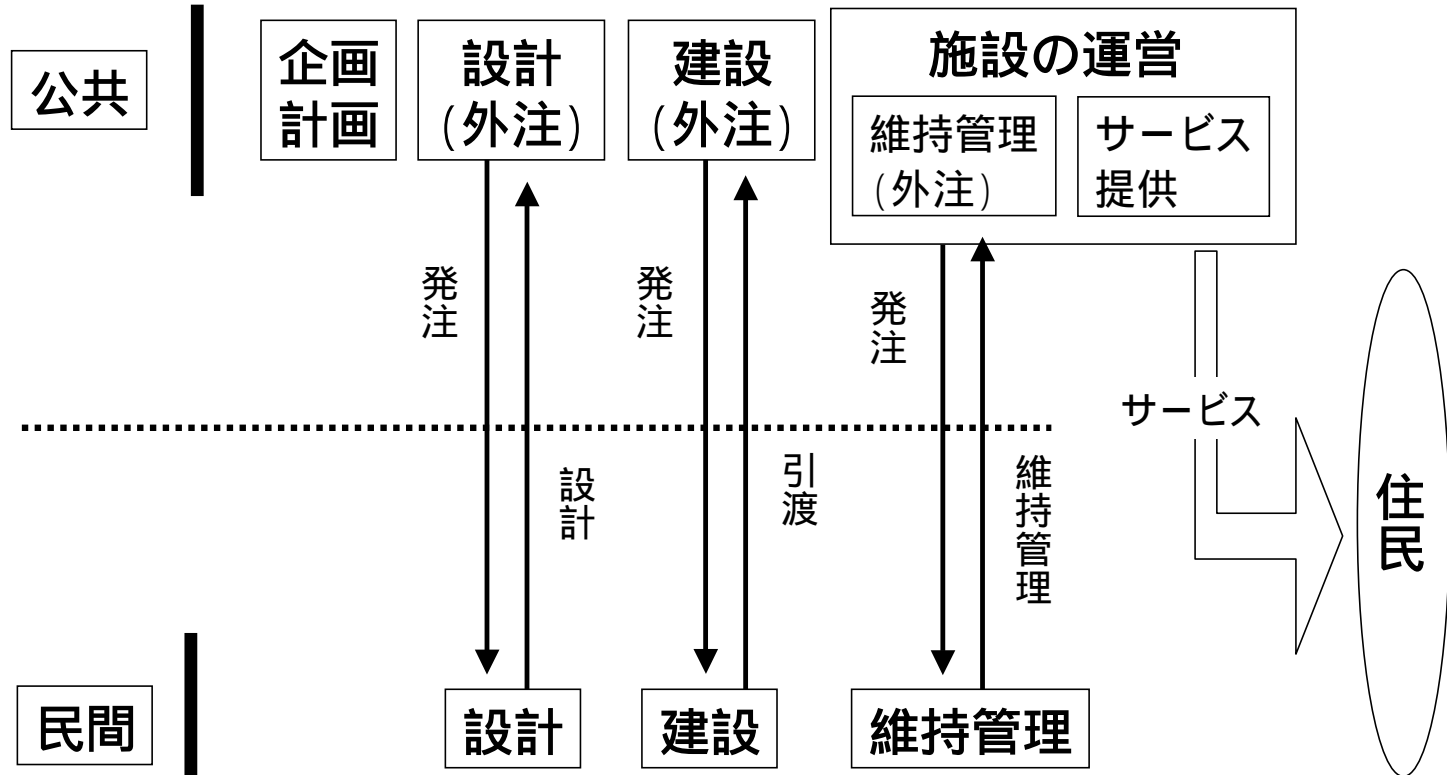
# 日本におけるPFIに関する法律

## 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

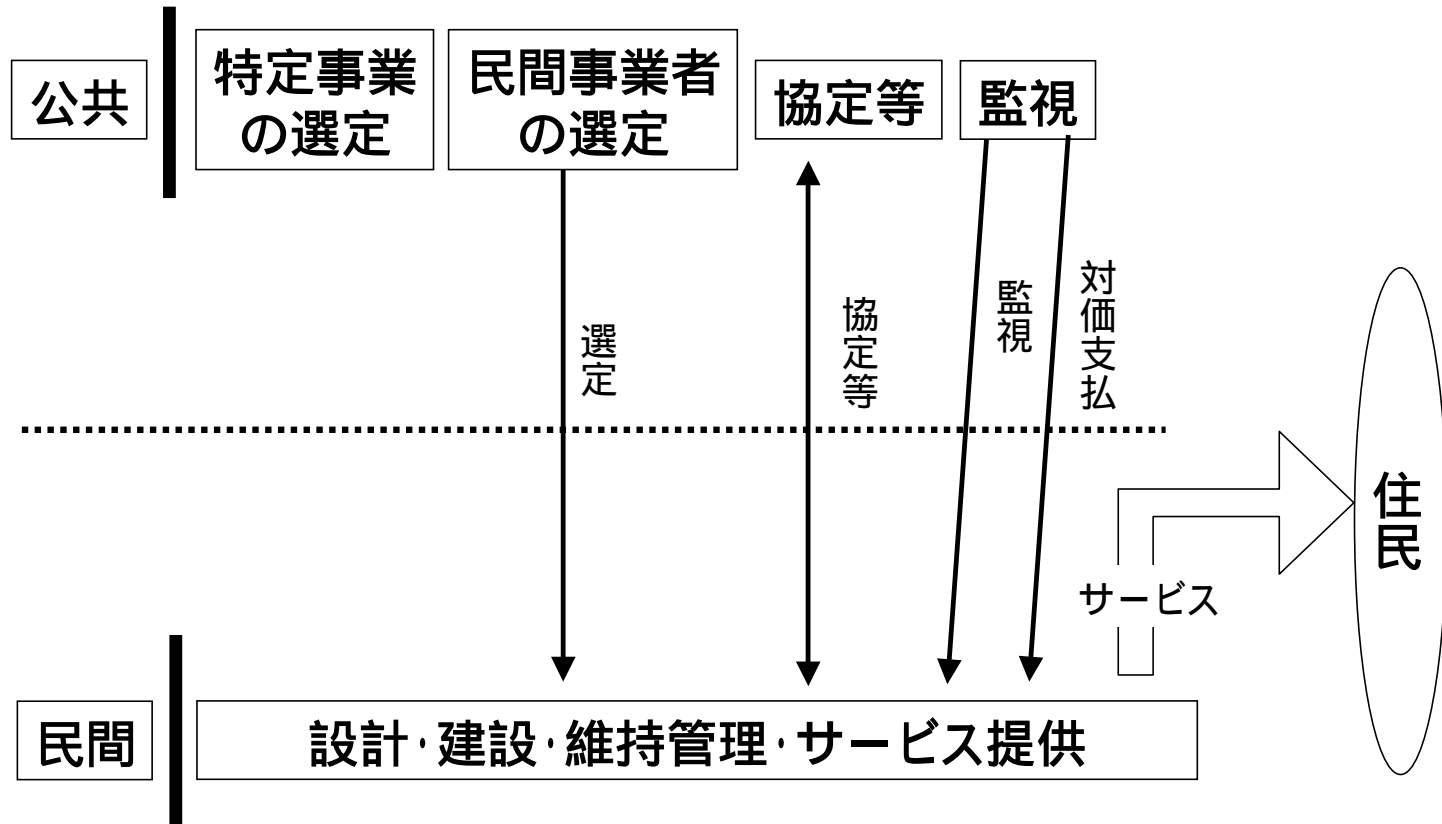
(平成11年法律第117号、平成11年7月30日公布、平成11年9月24日施行)

改正(平成13年法律第151号、平成13年12月12日公布、施行)

# 従来型公共事業のイメージ



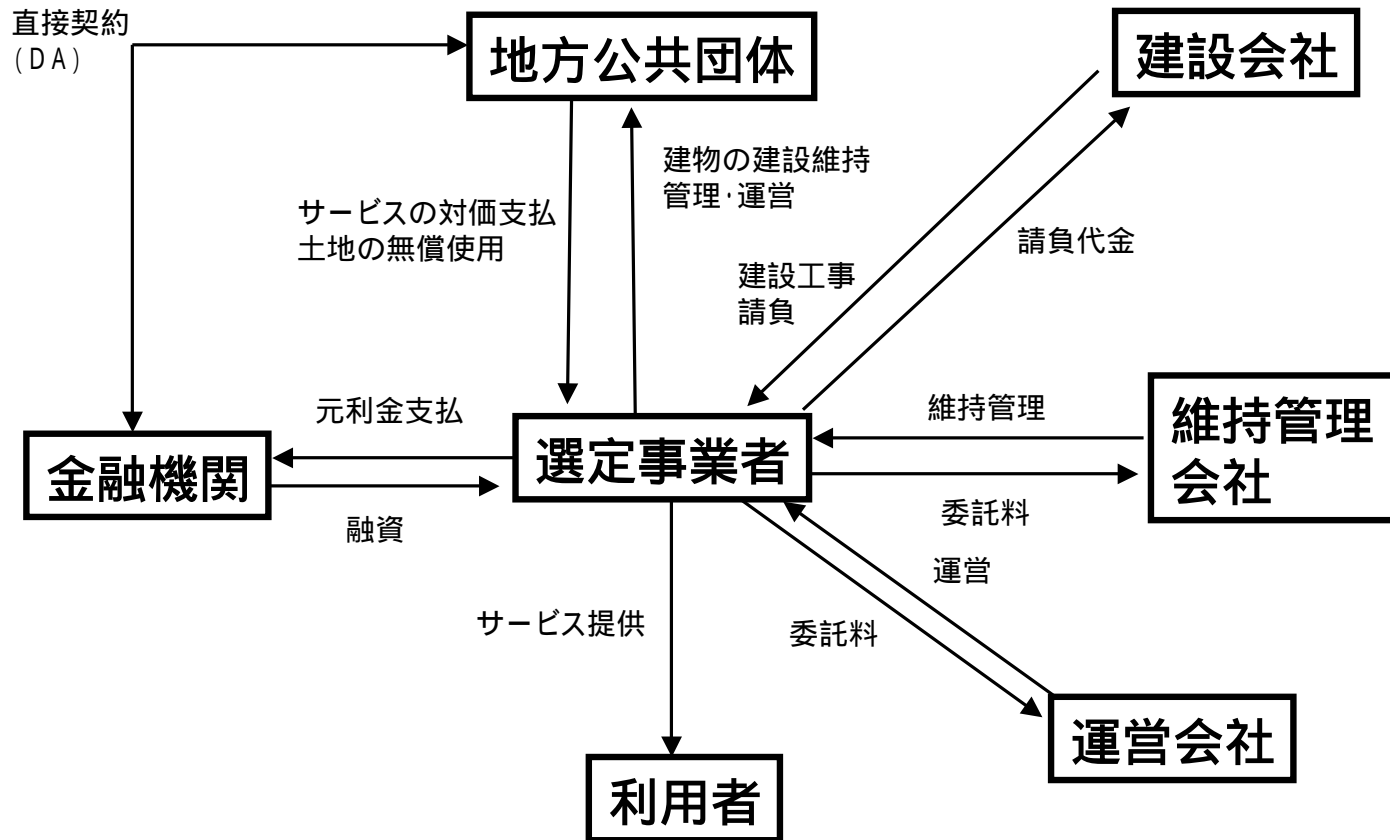
# PFI事業のイメージ



## PFI導入の効果と目的

1. 効率的かつ効果的な行政サービスの提供
2. 官民の適切な役割分担の明確化
3. 民間の事業機会の創出

# 事業スキーム例





## PFIの事業主体

国  
(各省各庁の長)

地方公共団体の長  
都道府県知事  
市町村長等

特殊法人等の  
公共法人

「各省各庁の長」とは、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。

# PFIの対象施設

## 公共施設

道路、鉄道、港湾、  
空港、河川、公園、  
水道、下水道、工  
業用水道



## 公益的施設等

公営住宅  
教育文化施設  
廃棄物処理施設  
医療施設  
社会福祉施設  
更生保護施設  
駐車場  
地下街 等



## 公用施設

庁舎、宿舎  
等



## その他の施設

情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー  
施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設



## PFIの事業類型(1) - 事業費の回収方法による類型 -

### 1) サービス購入型

PFI事業者が提供する公共サービスの対価として  
公共から支払われる料金で事業を賄う類型

### 2) ジョイントベンチャー型

利用者から徴収する料金と公共サービスの対価として  
公共から支払われる料金で事業を賄う類型

### 3) 独立採算型

利用者から徴収する料金で事業費を賄う類型

## PFIの事業類型(2) - 施設の所有形態による類型 -

### 1) BOT [Build\_Operate\_Transfer]

民間事業者が施設を建設、所有し、運営後  
公共に所有権を移転する方式

### 2) BTO [Build\_Transfer\_Operate]

民間事業者が施設を建設し、公共に所有権を移転後、  
運営する方式

### 3) BOO [Build\_Own\_Operate]

民間事業者が施設を建設、所有し、運営後  
施設を解体・撤去する等の方式

# 国土交通省におけるPFI事業の推進状況について

## 1. PFI事業の実施に向けた取組について

- 1) 国土交通省においては、効率的かつ効果的に社会資本を整備・管理し、質の高い公共サービスを提供するため、民間の資金・能力を活用する観点から、PFI方式の導入を積極的に推進しているところである。  
特に、平成14年2月以降は、副大臣を議長とする局長級会議、官・室長級のWGを設置し、月1回のペースで情報交換を密に行い、具体的なPFI事業の推進を図っている。
- 2) PFI法に基づく事業で、実施方針が策定、公表され、事業の具体化が進んでいるものは、平成15年1月末現在、全国で89事業である。[別紙1参照]  
そのうち国土交通省直轄のPFI事業が1事業(官庁庁舎)、また、地方公共団体が主体となって実施する当省関係の事業は15事業であり、その内訳は、港湾施設、公園施設、及び市街地再開発が各々2事業、駐車場が5事業、下水道が2事業、公営住宅及び廃棄物処理施設が1事業となっている。[別紙2参照]
- 3) 平成14年度～平成15年度初頭において、具体的な進展が見込まれる国土交通省実施のPFI事業は以下のとおりである。

中央合同庁舎第7号館(文部科学省、会計検査院の建替え)[別紙3参照]  
実施方針の策定・公表を経て、PFI事業者の募集中。平成15年4月までに選定を行う予定。

九段第3合同庁舎(千代田区九段南1丁目竹平住宅跡地)  
平成14年度にPFI方式による整備のための必要な調査等を実施する。

## 2. 地方公共団体が実施するPFI事業の推進に向けた取組について

平成14年～平成15年度において、具体的な進展が見込まれる地方公共団体実施の以下のPFI事業について、積極的に支援を行い推進を図る。

北九州港ひびきコンテナターミナル  
平成15年度に供用開始する予定。

神奈川県立湘南海岸公園  
体験学習施設及び水族館について、平成14年度に工事着手する予定。

橿原市近鉄八木駅前南地下駐車場

平成14年度にPFI事業者と事業契約し、工事着手する予定。

東京都森ヶ崎水処理センター

常用発電設備について、平成14年度に工事着手する予定。

西国分寺駅東地区市街地再開発事業

(仮称)国分寺市民文化会館について、平成14年度にPFI事業者の募集及び選定を行い、平成16年度に工事着手する予定。

横浜市戸塚駅西口地区市街地再開発事業

仮設店舗について、平成14年度にPFI事業者の募集及び選定並びに工事着手する予定。

広島県営上安住宅(仮称)

平成14年度にPFI事業者の募集及び選定を行い、平成15年度に工事着手する予定。

### 3. その他PFIの推進に係る取組について

- 1) 上記以外のPFI事業等の立ち上がりにも即応できるよう、都市公園、下水道、市街地再開発、公営住宅等について、平成14年度においてもPFI事業に対する事業費の補助等の予算枠を確保するなど、推進に取り組んでいるところである。[別紙4参照]
- 2) PFI事業について広く普及・啓発するため、平成11年度～平成13年度に、全国のべ24箇所において地方公共団体、民間事業者等を対象とした「国土交通省PFIセミナー(公開検討会)」を開催し、のべ6,400名の参加者を得て、情報・意見等の交換を実施したところである。平成13年度のPFIセミナー概要については[別紙5参照](平成13年度PFIセミナーの議事録、テキスト資料は、当省ホームページに掲載)
- 3) 民間事業者、地方公共団体等からのPFIに関する相談、提案等に迅速かつ的確に対応するため、平成13年1月にPFI相談窓口を本省内関係各局等に設置し、国土交通省のホームページ等で公開している[別紙6参照](H14.1.31 ホームページ掲載)
- 4) PFIに関する補助の適用状況について、整理済みのものを当省ホームページで公開している。[別紙7参照](H14.7.1 ホームページ掲載)

(参考) : 当省ホームページの「PFI」はトップページ「インフォメーション」の中の「総合政策関係」「国土交通政策」「PFI」の順で開ける。

- 5) PFIの具体的なプロジェクト(案)を提示し、その事業に参画したいという魅力を感じるのか、あるいは改善点はないのかなど、地方公共団体や民間事業者より自由な意見を募集中である。**[別紙8参照]**(H14.8.7 ホームページ掲載)
- 6) PFI事業者の公物管理上の位置づけについての考え方について、省の方針を整理し、平成14年8月に全国の地方整備局等、47都道府県・12政令市あて通知した。  
**[別紙9参照]**(H14.8.29 ホームページ掲載)
- 7) 当省所管の事業を対象に順次代表事例を選定し、簡易なモデルを用いて、PFI検討の基本となるVFM(Value For Money)を算定し、その結果を公表する方針を決定した。現在、関係12部局とともに算定作業中(H14.1月末現在)**[別紙10参照]**

#### 4. 今後の取組方針について

- 1) 所管の各事業分野で具体的なケーススタディを実施するなど、PFI導入手法に関する調査検討を実施するとともに、PFIの導入手法に向けた取組を実施する。
- 2) 従来も行ってきたが、具体的なPFI事業のアイデアについて、地方公共団体・民間企業等から幅広く意見を聴取する。また意見聴取の手法については、各PFI担当窓口から直接聴取する手法に加えて、ホームページを活用したパブリック・インボルブメントを活用するなど、より幅広く意見の把握ができるよう図る。
- 3) 地方公共団体を含めたPFI事業の先進事例を調査することにより、「実施方針の策定・公表」「事業の評価・選定・公表」「民間事業者の募集、評価・選定、公表」「協定の締結」「事業の実施」「管理及び移管」の各プロセス毎のノウハウを蓄積する。
- 4) 今後とも、政府全体の取組を踏まえつつ、幅広い分野で、PFI事業をはじめとして民間活力を活用した事業を推進していく。

## 基本方針策定以降に実施方針が策定・公表された PFI 事業

(平成15年1月末現在)

## 1. 国の事業

No	事業名	事業主体	事業地点	実施方針 公表日
1	衆議院赤坂議員宿舎整備等事業	衆議院	東京都港区	H14. 4. 18
2	公務員宿舎赤羽住宅(仮称)整備事業	財務省	東京都北区	H14. 4. 26
3	公務員宿舎駒沢住宅(仮称)及び池尻住宅(仮称)整備事業	財務省	東京都目黒区、 世田谷区	H14. 4. 26
4	中央合同庁舎第7号館整備等事業	国土交通省 文部科学省	東京都 千代田区	H14. 6. 10
5	総合地球環境学研究所施設整備事業	文部科学省	京都市	H14. 9. 20
6	熊本大学(本荘)発生医学研究センター施設整備事業	文部科学省	熊本市	H14. 9. 27
7	京都大学(南部)総合研究棟施設整備事業	文部科学省	京都市	H14. 9. 30
8	京都大学(桂)総合研究棟(桂)福利・保健管理棟施設整備事業	文部科学省	京都市	H14. 9. 30
9	大阪大学(石橋)学生交流棟整備事業	文部科学省	大阪府	H14. 10. 2
10	九州大学(元岡)研究教育棟施設整備事業	文部科学省	福岡市	H14. 10. 8
11	金沢大学(角間)附属図書館等棟施設整備事業	文部科学省	金沢市	H14. 10. 10
12	東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー施設整備事業	文部科学省	東京都目黒区	H14. 10. 18
13	東京大学(地震)総合研究棟施設整備事業	文部科学省	東京都文京区	H14. 10. 18
14	東京大学(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業	文部科学省	千葉県柏市	H14. 10. 18
15	政策研究大学院大学施設整備等事業	文部科学省	東京都港区	H14. 10. 18
16	岐阜大学総合研究棟施設整備事業	文部科学省	岐阜市	H14. 10. 30
17	筑波大学生命科学動物資源センター施設整備事業	文部科学省	つくば市	H14. 12. 2
18	神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備事業	文部科学省	神戸市	H14. 12. 2

## 2. 地方公共団体の事業( : 国土交通省関係事業)

No	事業名	事業主体	事業地点	実施方針 公表日
1	常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業	茨城県	東海村	H12. 3. 23
2	千葉県消費生活センター・計量検査所複合施設 PFI 特定事業	千葉市	千葉市	H12. 3. 24
3	福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業	福岡市	福岡市	H12. 3. 31
4	神奈川県衛生研究所特定事業	神奈川県	茅ヶ崎市	H12. 4. 27
5	ひびきコンテナターミナル PFI 事業	北九州市	北九州市	H12. 5. 11
6	神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業	神奈川県	葉山町、鎌倉市	H12. 7. 28
7	神戸市摩耶口ツシ整備等事業	神戸市	神戸市	H12. 8. 2
8	大館周辺広域市町村圏組合・ごみ処理事業	大館周辺広域 市町村圏組合	大館市	H12. 12. 25



No	事業名	事業主体	事業地点	実施方針 公表日
9	当新田環境センター余熱利用施設整備・運営PFI事業	岡山市	岡山市	H12. 8.31
10	朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業	東京都	埼玉県朝霞市、 板橋区	H12.11. 1
11	調布市立調和小学校整備並びに維持管理及び運営事業	調布市	調布市	H12.11.30
12	江坂駅南立体駐車場整備事業	大阪府	吹田市	H12.11.30
13	海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業	神奈川県	藤沢市	H13. 2. 9
14	高知医療センター整備運営事業	高知県・高知 市病院組合	高知市	H13. 2.21
15	マリンピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業	神戸市	神戸市	H13. 2.28
16	八雲村学校給食センター施設整備事業	八雲村	島根県八雲村	H13. 4. 2
17	区部ユース・プラザ(仮称)整備等事業	東京都	江東区	H13. 4.12
18	橿原市近鉄八木駅前南地下駐車場等施設整備事業	橿原市	橿原市	H13. 4.20
19	近江八幡市民病院整備運営事業	近江八幡市	近江八幡市	H13. 5. 7
20	倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	倉敷市	倉敷市	H13. 5.15
21	大分県女性・消費生活会館(仮称)PFI 特定事業	大分県	大分市	H13. 6. 1
22	取手駅北地区C街区共同ビル整備事業	取手市	取手市	H13. 6.13
23	桑名市図書館等複合公共施設特定事業	桑名市	桑名市	H13. 6.13
24	(仮称)滋賀21会館整備PFI事業	滋賀県	大津市	H13. 7.17
25	とがやま温泉施設整備事業	八鹿町	八鹿市	H13. 7.26
26	岡山リサーチパーク・インキュベーションセンター (仮称)整備等事業	岡山県	岡山市	H13. 8. 8
27	東京都森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業	東京都	大田区	H13. 9. 5
28	(仮称)国分寺市立市民文化会館整備運営事業	国分寺市	国分寺市	H13. 9. 6
29	竹の塚西自転車駐車場整備運営事業	足立区	足立区	H13. 9.10
30	(仮称)新リサイクルセンター整備等事業	田原町、他2 町	田原町	H13. 9.20
31	(仮称)加古川市立総合体育館整備PFI事業	加古川市	加古川市	H13.10. 4
32	金沢競馬場省エネルギー対策事業	石川県	金沢市	H13.10. 9
33	留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営 事業	留辺蘂町、他 2町	留辺蘂町	H13.10. 12
34	彩の国資源循環工場整備事業(PFI施設)	埼玉県	寄居町	H13.10.15
35	羽島市民プールの整備・運営事業	羽島市	羽島町	H13.11.12
36	日立市温泉利用施設整備等事業	日立市	日立市	H13.12. 7
37	情報通信科学館(仮称)整備等事業	香川県	高松市	H13.12.14
38	杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業	杉並区	杉並区	H13.12.21
39	長井海の手公園整備等事業	横須賀市	横須賀市	H14. 1. 7
40	野洲町立野洲小学校及び野洲幼稚園整備並びに維持 管理事業	野洲町	野洲町	H14. 1.15
41	杉並区新型ケアハウス整備等事業	杉並区	杉並区	H14. 2.15
42	痴呆性高齢者グループホーム等の整備・運営事業	中央区	中央区	H14. 3. 6
43	(仮称)山崎地区屋内温水プール施設整備事業	鎌倉市	鎌倉市	H14. 3.11
44	戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業・仮設店 舗整備等事業	横浜市	横浜市	H14. 3.15

No	事業名	事業主体	事業地点	実施方針 公表日
45	千葉県少年自然の家(仮称)整備事業	千葉県	長柄町	H14. 3.29
46	県営上安住宅(仮称)整備事業	広島県	広島市	H14. 3.29
47	(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業	札幌市	札幌市	H14. 4.17
48	長岡市「高齢者センターしなの(仮称)」整備、運用 及び維持管理事業	長岡市	長岡市	H14. 5.28
49	市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並び に保育所整備PFI事業	市川市	市川市	H14. 6.12
50	市川市ケアハウス整備等PFI事業	市川市	市川市	H14. 6.12
51	(称)俣町学校給食センターの整備・運営等事業	川俣町	福島県川俣町	H14. 6.17
52	岡山市東部余熱利用健康増進施設の整備・運営事業	岡山市	岡山市	H14. 6.21
53	仙台市東京事務所建替え等事業	仙台市	千代田区	H14. 7.30
54	(仮称)生涯学習センター整備等事業	埼玉県杉戸町	杉戸町	H14. 7.31
55	多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業	東京都	八王子市	H14. 7.31
56	寒川浄水場廃水処理施設更新等事業	神奈川県	寒川町	H14. 8. 1
57	高浜市新型ケアハウス整備等事業	高浜市	高浜市	H14. 8. 8
58	横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業	横浜市	横浜市	H14. 9.10
59	八尾市立病院維持管理・運営事業	八尾市	大阪府八尾市	H14. 9.10
60	鯖江駅周辺駐車場整備事業	鯖江市	鯖江市	H14. 9.30
61	(仮称)越谷広域斎場整備等事業	越谷市	越谷市	H14.10.15
62	新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)等整 備事業	岡山県	岡山市	H14.10.15
63	岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業	岡山県	上房郡賀陽町	H14.10.25
64	(仮称)松森工場跡連市民利用施設整備事業	仙台市	仙台市	H14.11.8
65	(仮称)呉市斎場整備等事業	呉市	呉市	H14.12.6
66	学校給食共同調理場整備事業	新津市	新津市	H14.12.10
67	埼玉県リハビリテーションセンターESCO事業	埼玉県	埼玉県	H14.12.18
68	市川市クリーンセンター余熱利用施設整備/運営事業	市川市	市川市	H14.12.20
69	指宿地域交流施設整備等事業	指宿市	指宿市	H15.1.14
70	尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業	兵庫県	尼崎市	H15.1.20

### 3. 特殊法人その他公共法人

No	事業名	事業主体	事業地点	実施方針 公表日
1	移動体通信施設整備運営事業	独立行政法人 通信総合研究 所	横須賀市	H14. 3. 8

## 基本方針策定以降に実施方針が策定・公表されたPFI事業(国土交通省関係)

(平成15年1月末現在)

## 国の事業

事業名称		事業方式	実施主体	事業地点	実施方針公表日
1	中央合同庁舎第7号館	官庁 庁舎	BTO 国土交通省 文部科学省	千代田区	H14 6月10日

## 地方公共団体の事業(国土交通省所管)

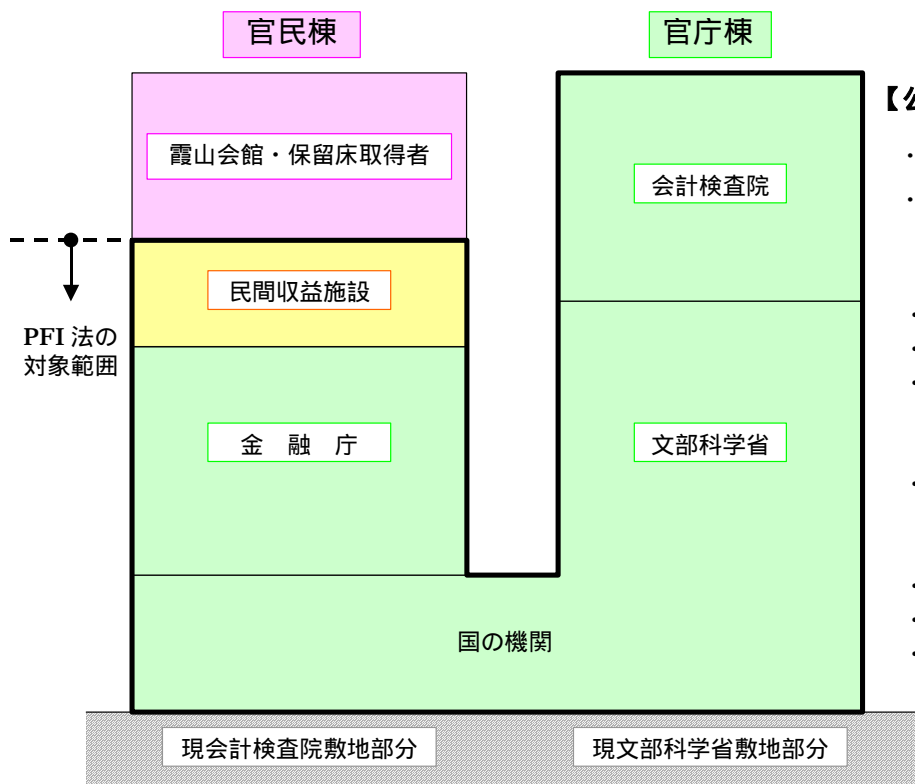
事業名称		事業方式	実施主体	事業地点	実施方針公表日
1	常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル	港湾	BOT 茨城県	東海村	H12 3月23日
2	北九州港ひびきコンテナターミナル	港湾	BOT 北九州市	北九州市	5月11日
3	江坂駅南立体駐車場	駐車場	BOT 大阪府	吹田市	H13 1月30日
4	神奈川県立湘南海岸公園	都市 公園	BTO BOO 神奈川県	藤沢市	2月9日
5	橿原市近鉄八木駅前南駐車場	駐車場	BTO 橿原市	橿原市	4月20日
6	取手駅北地区C街区共同ビル	駐車場	BTO 取手市	取手市	6月13日
7	東京都森ヶ崎水処理センター	下水道	BTO 東京都	大田区	9月5日
8	西国分寺駅東地区市街地再開発事業	市街地 再開発	BTO 国分寺市	国分寺市	9月6日
9	竹の塚西自転車駐車場	駐車場	BOT 足立区	足立区	9月10日
10	長井海の手公園	都市 公園	BOT BTO 横須賀市	横須賀市	H14 1月7日
11	横浜市戸塚駅西口地区市街地再開発事業	市街地 再開発	BTO 横浜市	横浜市	3月15日
12	県営上安住宅(仮称)	公 営 住 宅	BTO 広島県	広島市	3月29日
13	横浜市下水道局改良土プラント	下水道	BTO 横浜市	横浜市	9月10日
14	鯖江駅周辺駐車場整備事業	駐車場	BOT 鯖江市	鯖江市	9月30日

## 地方公共団体の事業(他省庁所管事業 国土交通省(北海道開発)予算)

事業名称		事業方式	実施主体	事業地点	実施方針公表日
1	留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業	廃棄物 処理	BTO 留辺蘂町外 2町	留辺蘂町	H13 10月12日

## 中央合同庁舎第7号館整備等事業 官庁営繕部

## 中央合同庁舎第7号館及び民間施設の合築イメージ



## 【公共施設等の管理者等】

- ・ 国土交通大臣（庁舎の整備）
- ・ 文部科学大臣（庁舎の維持管理運営）

## 事業内容

- ・ 庁舎の整備及び維持管理・運営
- ・ PFIの付帯事業として民間収益施設を整備
- ・ 同時に民間権利者の施設をPFI事業者が建設

## PFIの方式

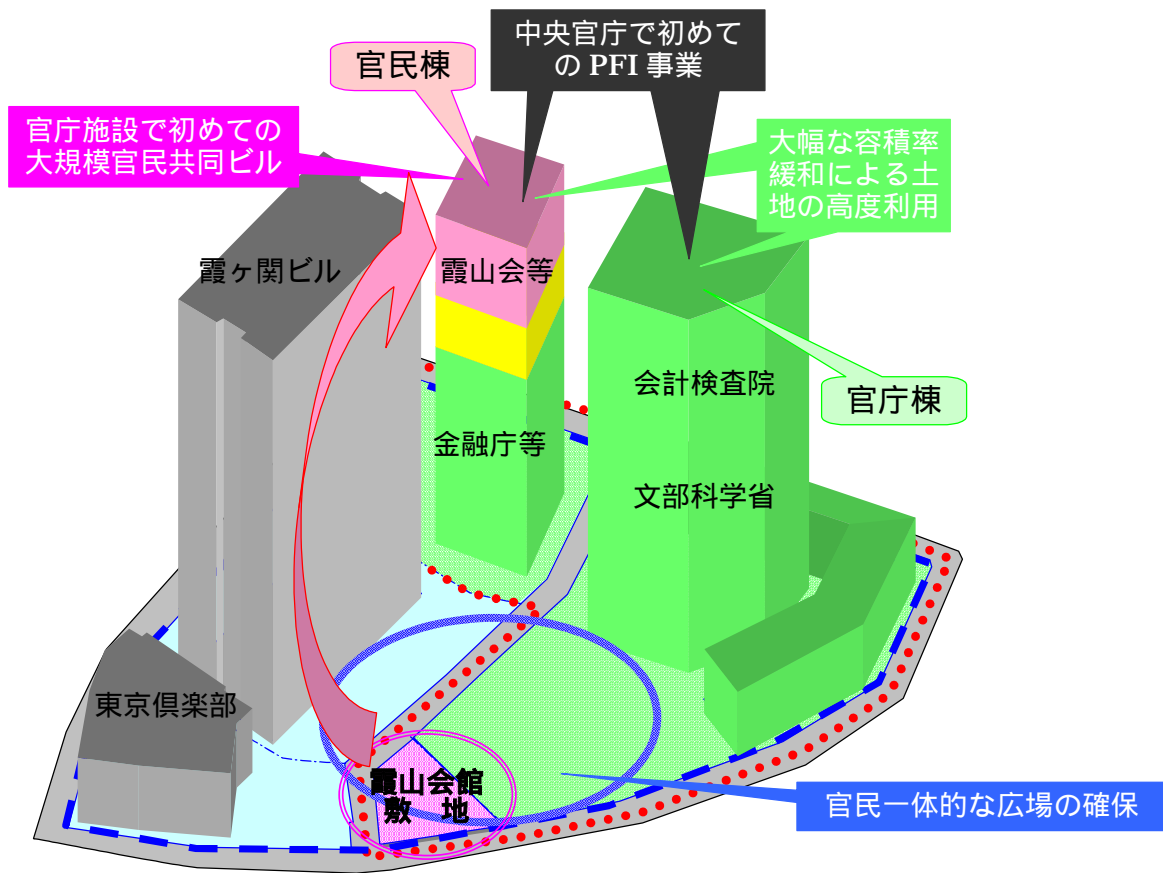
- ・ BTO方式

## プロジェクトの特色

- ・ 街区全体の都市計画見直しと併せて庁舎整備を行う
- ・ 容積率等を見直し、土地の高度利用を図る
- ・ 市街地再開発事業を活用し、官民共同ビルを整備

# 中央合同庁舎第7号館整備等事業 官庁営繕部

## 霞が関三丁目南地区 施設整備イメージ



## 平成15年度 PFI 関連支援措置概要

## 1. 財政支援等

事業名	概要	15年度予算	14年度予算
中央官庁庁舎等の PFI による整備	中央合同庁舎第7号館(文部科学省、会計検査院、金融庁)、九段第3合同庁舎においてPFIによる整備に係る調査。	126 百円	119 百円
	中央合同庁舎第7号館(文部科学省、会計検査院、金融庁)、九段第3合同庁舎のPFIによる整備。【国庫債務負担行為:国庫の負担となる年度 平成18年度以降16か年】	105,224 百円 (限度額)	-
都市公園事業	都市公園の施設整備に対する補助。	93,912 百円 の内数	100,424 百円 の内数
下水道事業	下水処理に伴って発生する汚泥の処理施設等の整備に対する補助。	925,024 百円 の内数	970,008 百円 の内数
市街地再開発事業	市街地再開発事業の施行者が、特定建築者制度等を活用して行う施設建築物等の整備に対する補助。	35,672 百円 の内数	34,859 百円 の内数
公営住宅整備事業	民間事業者が建設等を行う住宅を借り上げ又は買い取り、公営住宅として供給する事業に対する補助。	25,652 百円 の内数	13,751 百円 の内数
都市再生交通拠点整備事業	大都市のターミナル駅等の周辺における駐車場、駐輪場等の整備に対する補助。	103,456 百円 の内数	1,610 百円 の内数
道路事業 (PFI事業による駐車場整備事業に対する支援制度)	PFI事業により整備し、交通安全施設等整備事業の補助採択基準に合致する駐車場について、地方公共団体が行う施設の買い取りに対する補助。	- 補助制度は継続	3,444,422 百円 の内数
廃棄物処理施設整備事業	北海道内の一般廃棄物処理施設、合併処理浄化槽の整備に対する補助。	4,200 百円 の内数	11,212 百円 の内数

内示額は都市再生交通拠点事業を含む「都市環境整備のうち市街地整備」の総額

## 2. 無利子貸付

事業名	概要	15年度予算	14年度予算
港湾整備特別会計からの無利子貸付	PFI事業者による中枢・中核国際港湾のコンテナターミナルにおける荷役機械、上屋等の公共荷さばき施設等の整備への無利子貸付。	1,241 百円 の内数	3,027 百円 の内数
民間都市開発推進機構による無利子貸付	民間都市開発事業で、公園、下水道等の整備に関するものをPFI事業者が行う場合への無利子貸付。(都市開発資金融通特別会計)	100 百円	100 百円

### 3. 財政投融资

事業名	概要	15年度予算	14年度予算
日本政策投資銀行等による融資 (民間資金活用型社会資本整備融資制度)	PFI法第2条第1項に定めるPFIの対象施設の建設、維持管理及び運営等を実施するPFI事業者への融資。	171,200 百円 の内数	172,000 百円 の内数
公共荷さばき施設等整備事業に対する融資 (特別転貸債)	港湾整備特別会計からの無利子貸付を受けるPFI事業者へ併せ貸しを行う自治体の特別転貸債の引き受け。	919 百円 の内数	2,169 百円 の内数

### 4. 税制

税目	概要
固定資産税	<p>1. PFI法に基づき、中枢・中核国際港湾のコンテナターミナルで民間事業者が整備する公共荷さばき施設で、港湾整備特別会計からの無利子貸付を受けるものについて、固定資産税の課税標準を1/2とする。</p> <p>2. PFI法に基づき、中枢・中核国際港湾のコンテナターミナルで民間事業者が整備する公共荷さばき施設と一体的に整備される家屋で、港湾整備特別会計からの無利子貸付を受けるものについて、固定資産税の課税標準を1/2とする。</p>
都市計画税	PFI法に基づき、中枢・中核国際港湾のコンテナターミナルで民間事業者が整備する公共荷さばき施設と一体的に整備される家屋で、港湾整備特別会計からの無利子貸付を受けるものについて、都市計画税の課税標準を1/2とする。
不動産取得税【新規】	PFI法に基づき、中枢・中核国際港湾のコンテナターミナルで民間事業者が整備する公共荷さばき施設と一体的に整備される家屋で、港湾整備特別会計からの無利子貸付を受けるものについて不動産取得税の課税標準を1/2とする。

## 平成13年度国土交通省PFIセミナー(公開検討会)について

### 開催趣旨

PFIに関する共通の課題解決、そのための情報の共有を図るため、全国の地方整備局等の管轄ブロックを1単位として、地方公共団体、民間企業等を対象に「国土交通省PFIセミナー(公開検討会)」を開催する。このなかで、PFI法、同法に基づく基本方針、各ガイドラインに対する理解を深め、PFI事業の仕組み、実施方針策定にあたっての考え方等についての知見を得るとともに、具体的な地域の特性、課題に配慮しつつ、セミナー参加者とPFIに関する諸課題についてのパネルディスカッションによる意見交換等を実施し、PFIによる具体のプロジェクトの形成促進を図る。

主 催 国土交通省

### 開催日程

月 日	開催都市	参加者
平成14年2月12日(火)	高松	180名
平成14年2月14日(木)	福岡	250名
平成14年2月22日(金)	大阪	300名
平成14年2月25日(月)	札幌	250名
平成14年2月28日(木)	広島	250名
平成14年3月1日(金)	名古屋	250名
平成14年3月7日(木)	新潟	200名
平成14年3月11日(月)	東京	400名
平成14年3月14日(木)	仙台	250名
全国 9都市		2,330名

開催時間はいずれも14:00～16:30

### セミナーの内容

- ・PFIに関する最近の話題(各会場コーディネーター及び国土交通省より)
- ・先進事例を踏まえた実施上の課題と対応(国土技術研究センターより)
- ・ファイナンス面からのPFI導入のポイント(日本政策投資銀行より) 等

参加費 無料



平成13年1月31日  
一部改正 平成14年4月1日

## 国土交通省PFI相談窓口の設置について

### 設置の目的

国土交通省においては、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法であるPFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の推進に当たり、民間及び地方公共団体等の発意・創意工夫を生かす観点から、民間等の方々からの相談、提案等(PFI相談)をお受けするため、国土交通省PFI相談窓口を設置する。

### PFI相談窓口

PFI相談窓口は、相談の内容に応じて、次のとおり。

- |   |  |
|---|--|
| 1. PFI事業全般の相談                               | : 総合政策局 政策課 政策企画官(24-203)                            |
| 2. 個別事業についての相談                              |  |
| (1) 官庁施設整備事業について                            | : 大臣官房 官庁営繕部 営繕計画課<br>特別整備企画室長(23-311)               |
| (2) 宅地開発事業について                              | : 総合政策局 宅地課 計画開発調整官(25-202)                          |
| (3) 観光事業について                                | : 総合政策局 観光部 観光地域振興課<br>観光レクリエーション計画室 企画指導専門官(27-254) |
| (4) 地下街関連事業について                             | : 都市・地域整備局 都市計画課 施設計画調整官(32-612)                     |
| (5) 市街地再開発事業について                            | : 都市・地域整備局 市街地整備課<br>再開発事業対策官(32-702)                |
| (6) 街路事業について                                | : 住宅局 市街地建築課 高度利用調整官(39-602)                         |
| (7) 土地区画整理事業について                            | : 都市・地域整備局 街路課 街路事業調整官(32-802)                       |
| (8) 公園事業について                                | : 都市・地域整備局 市街地整備課 企画専門官(32-712)                      |
| (9) 下水道事業について                               | : 都市・地域整備局 公園緑地課<br>公園・緑化事業調整官(32-903)               |
| (10) 河川事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜崩壊対策等事業、海岸事業について | : 都市・地域整備局 下水道部 下水道事業課<br>企画専門官(34-212)              |
| (11) 道路事業について                               | : 河川局 河川計画課 河川情報対策室長(35-381)                         |
| (12) 住宅市街地整備総合支援事業について                      | : 道路局 有料道路課 有料道路調整官(38-302)                          |
| (13) 公営住宅整備事業について                           | : 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室長(39-661)                       |
| (14) 鉄道事業について                               | : 住宅局 住宅総合整備課 公共住宅事業調整官(39-302)                      |
| (15) 港湾事業について                               | : 鉄道局 総務課 鉄道企画室長(40-171)                             |
| (16) 空港整備事業について                             | : 港湾局 民間活力推進室長(46-461)                               |
|   | : 航空局 総務課 航空企画調査室長(48-156)                           |

注) 相談窓口の後の( )書きは内線番号  
国土交通省代表電話番号: 03(5253)8111

## 補助制度のPFI事業への適用状況

表中の「」は一括交付が可能なもの。「」は一括交付、分割交付ともに可能なものです。  
表中以外の補助項目も含め、前ページの窓口あてご相談ください。

	補助制度名	対象公共施設	BTO	BOT
1	市街地再開発事業費補助	施設建築物		前ページの窓口 あてご相談下さい
2	土地区画整理事業費補助	道路・公園		
3	都市再生推進事業費補助	自転車駐車場		
4	都市公園事業費補助	公園施設		
5	下水道事業費補助	終末処理場		
6	河川事業費補助	河川管理施設		
7	河川環境整備事業費補助	河川管理施設		
8	砂防事業費補助	砂防設備		
9	地すべり対策事業費補助	地すべり防止施設		
10	急傾斜地崩壊対策事業費補助	急傾斜地崩壊防止施設		
11	海岸保全施設整備事業補助	海岸保全施設		
12	一般国道改修費補助	道路		
13	地方道改修費補助	道路		
14	街路事業費補助	都市計画道路		
15	交通安全施設等整備事業費補助	自動車駐車場 自転車駐車場		
16	公営住宅建設費補助	公営住宅		
17	港湾改修費補助	係留施設		
18	空港整備事業費補助	空港		

平成14年8月7日  
総合政策局政策課  
TEL 03-5253-8111(代表)  
(内線24224・24225)

### PFIの具体的プロジェクト(案)について

国土交通省においては、効率的かつ効果的に社会資本を整備・管理し、質の高い公共サービスを提供するため、民間の資金・能力を活用する観点から、PFI方式の導入を積極的に推進しているところですが、当省所管事業におけるPFI事業の導入検討にあたり、下記のとおり想定されるPFI事業プロジェクト(案)を掲載しております。

このプロジェクト(案)は、例えばこのようなPFI事業が公募されたと仮定した場合、その事業に参画したいという魅力を感じるのか、あるいは改善点はないのかなど、地方公共団体や民間事業者等の皆さまより自由な意見を募集して、当省の検討に反映しようとするものです。忌憚ないご意見をお寄せください。

#### 記

1. 意見を募集する対象事業(別添1)

2. 意見の送付について

1) 電子メールの場合

メールアドレス: [pfi@mlit.go.jp](mailto:pfi@mlit.go.jp) までお願いします。

2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省総合政策局政策課宛にお願いします。

## 民間企業からの自由な意見募集

ホームページに下記の事業案を提示し、民間企業からみて、参加したいという魅力を感じるか、改善点はないのか等について自由な意見を聴取中

- ・ 都市公園事業
- ・ 下水道事業
- ・ 市街地再開発事業
- ・ 流域調整池整備へのPFI適用

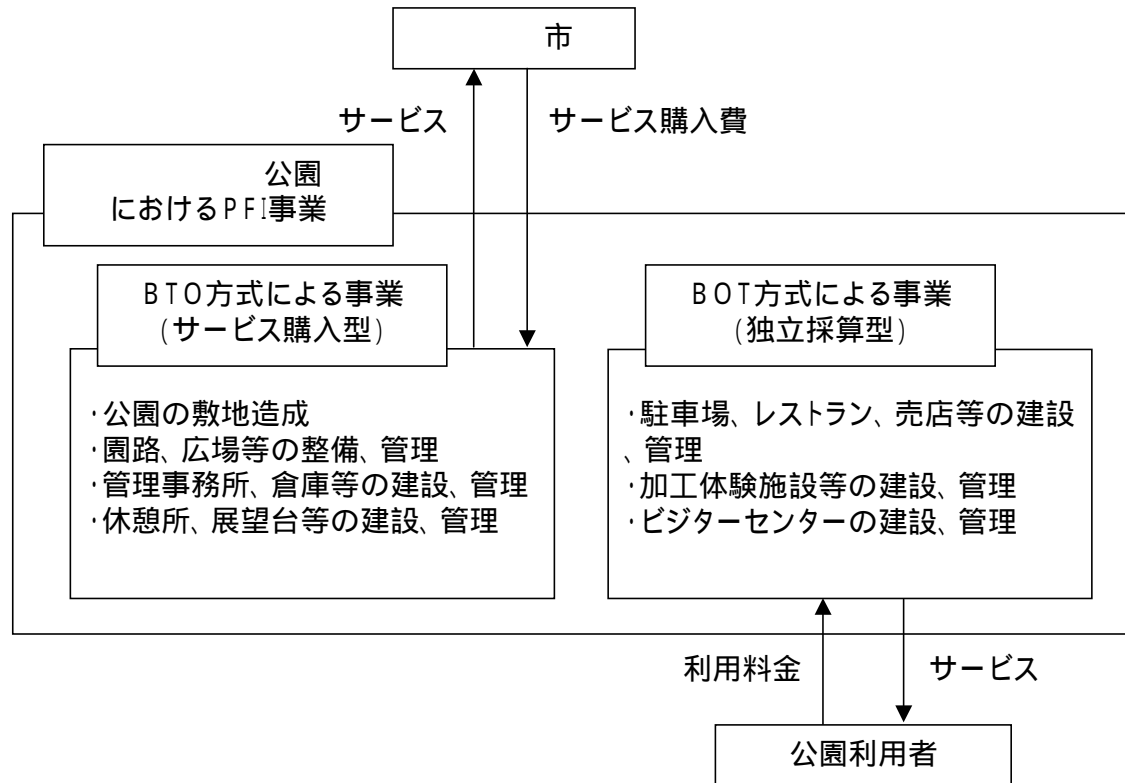
## 事業の概要

公園名		公園
公園種別	総合公園	
事業主体	市	
事業概要		

工場跡地地区において、周辺の既存樹林や農業空間等の緑豊かな美しい景観を活かし、自然との共生、農業体験を通じた自然との交流や新たな発見などのニーズに対応した総合公園として、体験農園、ビジターセンター、展望台、駐車場等の整備を行うもの。

事業方式	B T O方式及びB O T方式の組合せ
事業期間	建設 2 箇年、運営10箇年

# 事業のイメージ図



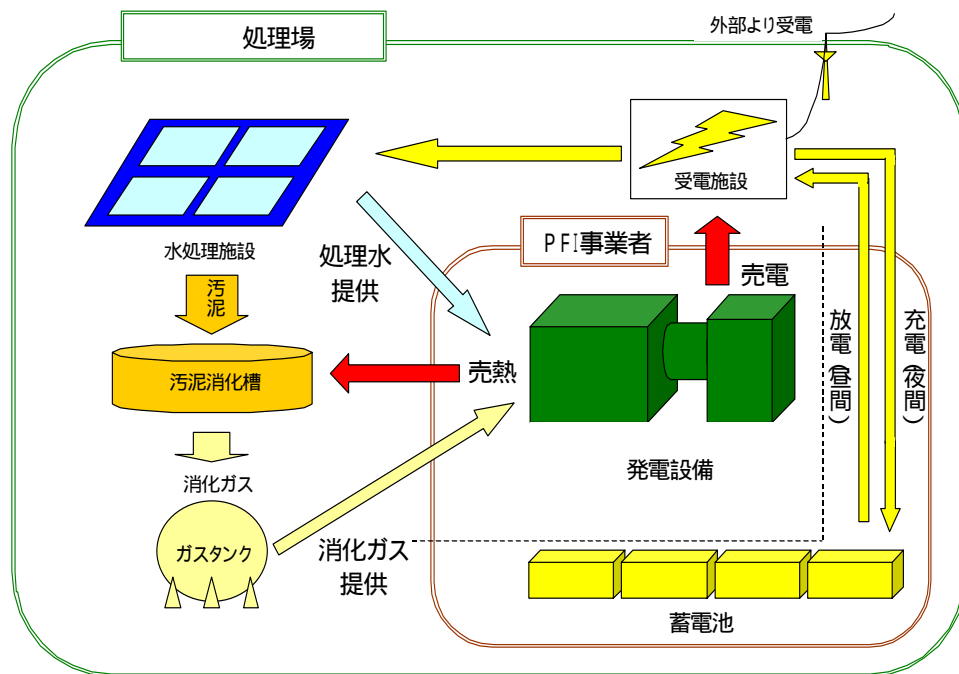
## 事業の概要

事業名称： 下水処理場常用発電設備整備事業

事業概要：

- 下水処理場内において、  
常用発電施設の設計・建設を行う。
  - 本設備を運営・維持管理し、電力および温水を下水道事業者  
に供給する。
  - 汚泥消化ガスの全量利用及び処理水の活用を行う。
- 事業方式：BTO方式
- 事業期間：電力及び温水の供給開始の日から20年間

# 事業のイメージ図



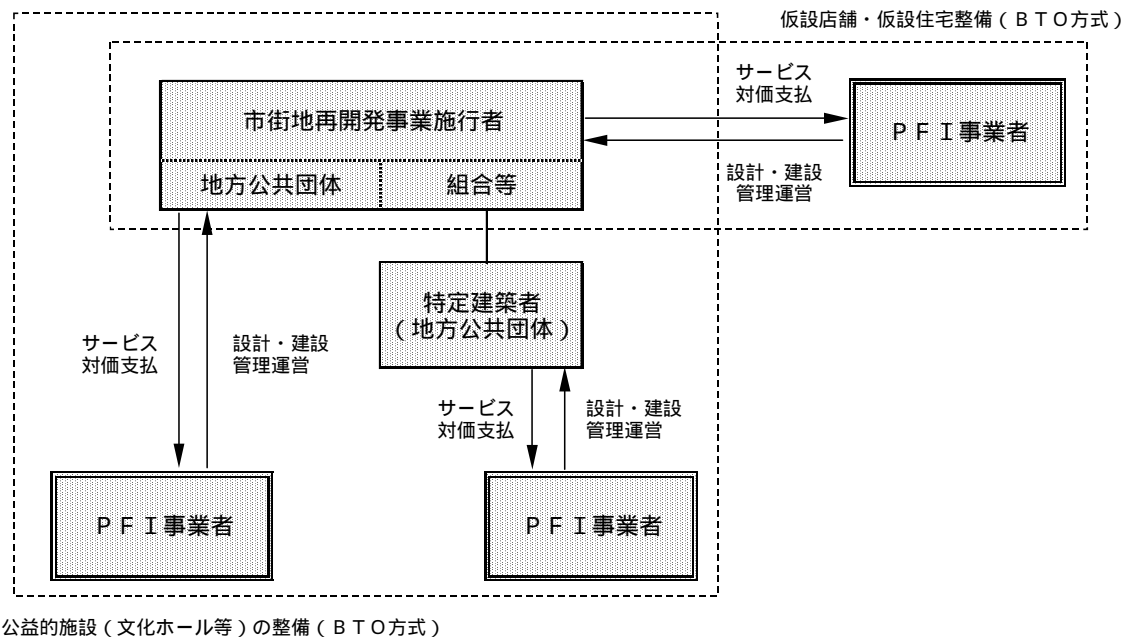
## 事業の概要

市街地再開発事業において、PFI法に定める公共施設等を整備する場合、その施設の建設、維持・管理運営をPFI法に基づいてPFI事業者がBTO方式として行う。

権利変換若しくは建築施設の部分の譲受けを受ける権利者が、施設建築物建設期間中に入居することとなる仮設建物について、その建設、維持・管理運営をPFI事業者がBTO方式として行う。



## 事業のイメージ図



本概念図は想定される一つの事例を示したものである。

# 事業の概要

### < 事業内容 >

都市化が著しく進んだ地域においては、流域対策が河川整備に比べ遅れがちである。これまでは主に公共用地を対象として調節池の整備を進めてきたが、これ以上の進捗はすぐには期待できない状況となってきたことから、PFIにより民間事業者の開発と併せて流域調節池の整備を実施する。

事業対象流域で必要な調節池容量をあらかじめ公示。

開発行為(ビルの建設、宅地開発等)を行う民間事業者等を対象として、調節池整備の希望をつのる。

応募してきた民間事業者と協定を結び、開発行為と併せて流域調節池を整備してもらう。

整備後に、区分地上権や立体河川区域を設定することにより、権原を確保(買い取り)する。

### < PFIによる整備のメリット >

- ・ 条例等により調節池を設置する必要がある場合、行政と共同で大きめの調節池を整備することにより、共通部分の費用を分担することで設置費用が縮減できる。
- ・ 開発行為(ビルの建設、宅地開発等)の基礎工事と一体的に行うことにより、基礎工事費を縮減することができる。

### < その他 >

実施にあたっては、さらに検討、調整すべき課題あり。

# 事業のイメージ図



(地下調節池部分)  
事前審査し、河川部局が  
買い取り

平成14年8月29日  
総合政策局政策課  
TEL03-5253-8111（代表）  
（内線24224・24225）

## 「PFI事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」 について

この度、国土交通省では、「PFI事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」を別添の通りまとめましたので公表いたします。

本件については、総合政策局より、全国の地方整備局、地方運輸局、北海道開発局及び47都道府県、12政令指定都市あて通知し、周知しております。

当省所管のPFI事業を検討する上で、お役立ていただければ幸いです。

### 公物管理法上の位置付けの公表

平成14年8月23日付で、国土交通省の考え方を  
地方支分部局、地方公共団体等に通知

- PFI事業者は協定等で定めることにより、様々な公物管理業務を行うことが可能
- このため、公物管理法が制約となることはないとの認識

(別 添)

## P F I事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方

平成14年8月23日

国 土 交 通 省

P F Iについて、国土交通省は、従来より官民の役割分担の見直し、財政支出の有効活用による社会資本整備の充実、民間事業機会の創出等の観点から、積極的に取り組んできたところである。

今般、国土交通省所管の公物管理法について、同様の観点から、以下のような形で、現時点での解釈・運用を整理した。すなわち、公物管理法との関係においては、P F I事業者は、協定等で定めることにより、様々な公物管理業務を行うことが可能であり、また、金融機関からの資金調達や許認可手続き等の面でも支障が生じることはないと考えている。

なお、P F I事業が一層具体化する中で、別途の論点やより具体的な論点等が出てきた場合には、その都度検討、整理していきたいと考えている。

### 1 P F I法におけるP F I事業者の位置づけ

P F I事業者は、本来公共施設等の管理者等（公物管理者）が行う事業のうち、事業計画又は協定において民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができることとされている（P F I法第7条第2項<sup>注1</sup>）。

<sup>注1</sup> 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

第7条第2項

前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができる。

## 2 公物管理法上の公物管理者に関する規定とPFI事業者の関係

### 論点1：PFI事業者の法的地位について

- (1) 公物管理法における公物管理者に関する規定は、国民等に対し、公物を管理する最終的な責任を負う主体を規定するものである。公物管理法は、公物管理における事実行為を民間主体に事務委任することを禁じてはいない。

PFI事業者は、この事実行為について、PFI法第2条に規定する「公共施設等の整備等」を行うことができる。

- (2) PFI事業者は、協定等で定めることにより、一定の範囲における占用許可等、より広範な事務を実施することも可能である。

例えば、道路サービス施設に係る占用許可等においては、取得した占用許可の範囲内で行われる2次的な利用（一定個所における占用主体以外の者による売店の営業等）について道路管理者による新たな占用許可を要しないこととされている。

このような考え方を踏まえ、PFI事業においても、協定等で定めた一定の占用許可等の手続きについて、PFI事業者は、逐一公物管理者に対する新たな手続きを経ることなく実施することができる。

- (3) なお、上記のような形でPFI事業を実施した場合、国家賠償法による賠償責任等については、公物管理者が最終責任を負うこととなると考えられる。

- (4) また、PFI事業者の法的地位は、協定等によって担保される。加えて、協定等で、法的地位をリスク分担とともに詳細に規定しておけば、行政主体の裁量的な判断で不安定になることもない。

## 論点2：公共施設や敷地の所有権等の帰属について

(1) PFI事業は、本質的には、その事業収益自体に担保価値を有するものと考えられているが、現実の資金調達では、事業者が所有権等を保有しているか否かが、金融機関等との間で議論される場合も想定される。

その場合、PFI事業者が土地等の所有権等を保有することとするか否かは、協定によって決められるものであって、公物管理法上、公物を構成する土地物件の所有権等の所在について制約は定められていない（公物管理者には必要な権原があれば足りる）。

このため、資金調達に当たって、公物管理法の規定が支障になるということはない。

(2) なお、PFI事業者が土地の所有権等を有する場合、道路法（第4条）及び都市公園法（第22条）では、道路、都市公園を構成する敷地その他の物件については私権を行使できないこととされており、こうした規定のない河川、下水道等については、公物管理者は、協定等において公物管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止等を規定するとともに、必要に応じ、公物管理を行う権原を第三者に対抗できるよう登記する等の対応をとることが考えられる。

(3) また、PFI事業者が所有権を有する土地や施設について抵当権を設定する場合、公物管理法が支障となることはない。

(4) PFI事業期間終了後、PFI事業者の所有する施設、敷地等を公物管理者に引き継ぐのか、事業者が保有し続けるのかは、当事者間の協定等による。

## 論点3：PFI事業者に対する公物管理法上の種々の許可等について

PFI事業者が行う公共施設等の整備等に関する行為は、公物管理者との協定等に基づく公物管理行為そのものであり、占用許可、承認工事の承認等のための手続きは不要である。したがって、協定等に基づくPFI事業について占用許可等が協定締結期間に対する制約となることはない。

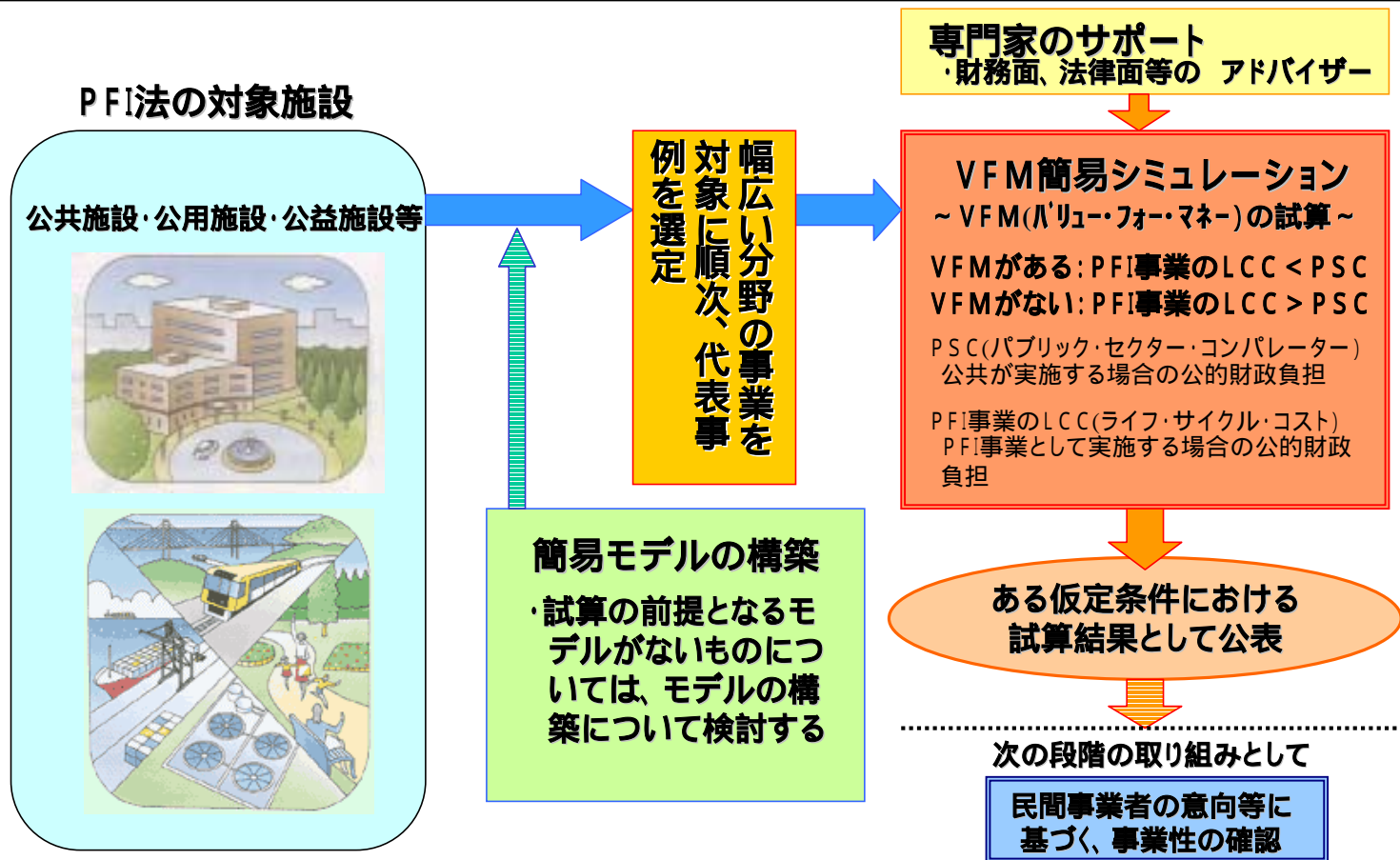
なお、いわゆる合築により、PFI事業者が公物管理以外の目的に供する施設を併せて整備する場合には、当該施設に関する部分については手続きが必要となるが、協定等の締結に向けた協議の中で同時に調整を進めることとなることから、その迅速化が図られるものと考えられる。

今回整理した論点は以上だが、協定等においては、P F I事業者の行う公物管理の範囲、公物管理者のP F I事業に対する関与の範囲、権限と責任の分担、事業終了時の土地の明渡し等資産の取扱い、事業継続が困難な場合の各種措置、P F I事業者の創意工夫等幅広い事項について定めることが可能であり、公物管理法が制約となることはないと考えている。

また、冒頭にも記したとおり、P F I事業が今後一層具体化し様々な態様の事業例が出てくる中で、今回整理した論点以外に具体的論点等が出てくれば、その都度検討、整理していきたいと考えている。



# 国土交通省所管事業を対象としたVFM(バリュー・フォー・マネー)簡易シミュレーションの実施について



# VFM

VFM (Value\_For\_Money)

**「支払いに対して最も価値の高いサービスを提供する」という考え方**

(例: 同一の公共サービス水準の下で評価する場合)

PFI事業のPFIのLCC < PSC   PFI事業にVFMがある

PFI事業のPFIのLCC > PSC   PFI事業にVFMがない

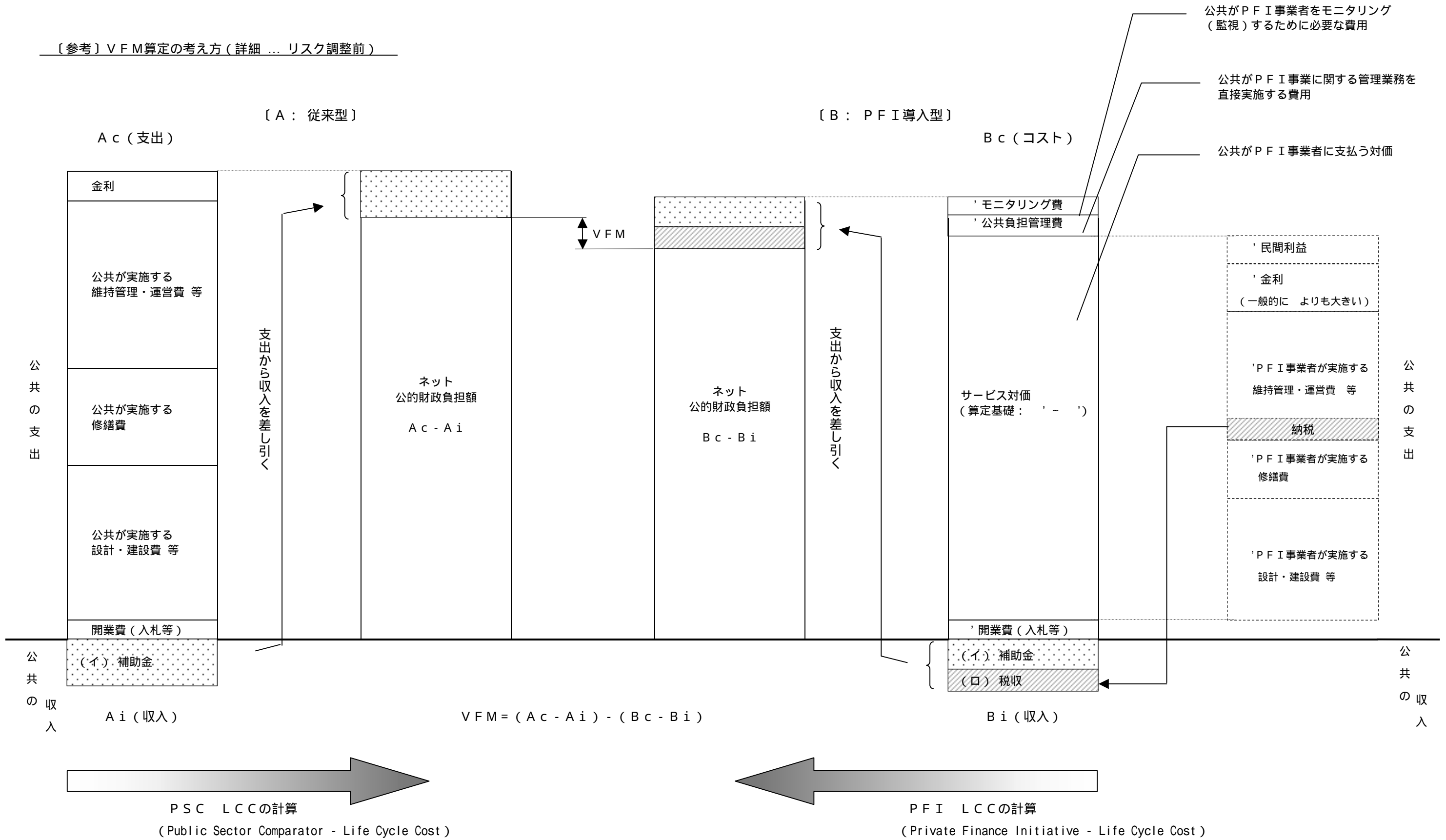
PSC (Public\_Sector\_Comparator)

**公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値**

PFI事業のLCC (Life\_Cycle\_Cost)

**PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値**

〔参考〕VFM算定の考え方(詳細... リスク調整前)



# VFM簡易シミュレーションモデルのタイプ

: モデルのタイプにより、  
 差異が現出する項目  
*斜字* : BOT方式の場合のみ、  
 発生する項目

VFM簡易シミュレーションモデル

	model A	model B	model C	model D
a. 事業主体	国	都道府県	国 + 都道府県	市町村
b. 試算に際しての計上項目				
従来方式公共負担 (初期費用)				
資金需要	設備投資	設備投資	設備投資	設備投資
資金調達		補助金(国) +		補助金(国・県) +
一般会計	一般会計	地方債 +	県負担金(地方債活用) +	地方債 +
一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計
(維持管理・運営期間 における収入・支出)				
収入	-	地方交付税補填	地方交付税補填	地方交付税補填
支出	維持管理費 + 運営費 + 保険料	維持管理費 + 運営費 + 保険料	維持管理費 + 運営費 + 保険料	維持管理費 + 運営費 + 保険料
PFI方式公共負担 (初期費用)				
資金需要	-	-	-	-
資金調達	-	-	-	-
(維持管理・運営期間 における収入・支出)				
収入		地方交付税補填 +	地方交付税補填 +	地方交付税補填 +
	税金 (登録免許税) (法人税(国税分))	税金 (不動産取得税) (事業税) (都道府県民税)	税金 (登録免許税) (法人税(国税分)) (不動産取得税) (事業税) (都道府県民税)	税金 (登録免許税) (法人税(国税分)) (不動産取得税) (事業税) (都道府県民税)  (固定資産税) (都市計画税) (市町村民税)
支出	サービスの対価	サービスの対価	サービスの対価	サービスの対価
PFI方式民間負担 (初期費用)				
資金需要	設備投資 + 建中金利 + <i>開業時公租公課</i> (不動産取得税, 登録免許税)	設備投資 + 建中金利 + <i>開業時公租公課</i> (不動産取得税, 登録免許税)	設備投資 + 建中金利 + <i>開業時公租公課</i> (不動産取得税, 登録免許税)	設備投資 + 建中金利 + <i>開業時公租公課</i> (不動産取得税, 登録免許税)
資金調達	資本金 +	資本金 +	資本金 +	資本金 +
	設備借入金	補助金(国) +	設備借入金	補助金(国・県) +
	設備借入金	設備借入金	設備借入金	設備借入金
(維持管理・運営期間 における収入・支出)				
収入	サービスの対価	サービスの対価	サービスの対価	サービスの対価
支出	維持管理費 + 運営費 + 保険 + <i>公租公課</i> (固定資産税, 都市計画税) +	維持管理費 + 運営費 + 保険 + <i>公租公課</i> (固定資産税, 都市計画税) +	維持管理費 + 運営費 + 保険 + <i>公租公課</i> (固定資産税, 都市計画税) +	維持管理費 + 運営費 + 保険 + <i>公租公課</i> (固定資産税, 都市計画税) +
	法人税	法人税	法人税	法人税

## 質問回答集

質問内容	回答
<p>VFM (Value for Money) の算出や公共事業の費用対効果分析の際に現在価値化の割引率として4%という数値が広く採用されているが、その具体的な算定根拠は何か。</p>	<p>社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針(平成11年3月建設省)においては、割引率は4%としている。以下、同指針、第3章「費用対効果分析の実施手続き及び留意事項」より抜粋</p> <p>社会資本整備に必要な資金調達コストの近年の実質平均値を勘案して、割引率は4%とする。</p> <p>各事業の費用対効果分析の実施に当たっては、本指針と異なる割引率を採用する場合においては、その割引率及び採用の理由を各事業ごとに定めるマニュアルにおいて明記する必要がある。(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成3年度以降の国債(10年もの)、地方債(10年もの)の利回りの平均がそれぞれ4.50%、4.61%である。</li> <li>・その間の消費者物価指数が年率0.62%上昇していることを考慮して、実質利回りを計算すると、国債が3.88%、地方債が3.99%となる。</li> </ul>
<p>S P C (Special Purpose Company: 特別目的会社) の設立場所によってVFM (Value for Money) が変わる可能性があると思われる。実際のPFI事業では、事業を行う自治体にS P Cを設立するのが主流なのか。</p>	<p>ご指摘のとおり、事業税(都道府県民税)、固定資産税、都市計画税(市長村民税)については、S P Cの設立場所によって、実施主体となる地方自治体から見たVFMが変わる。実施主体となる地方自治体に地方税を納税すれば、VFMを向上させることとなる。このような理由から、事業を行う自治体にS P Cを設立することが一般的である。</p>
<p>補助金に関しても一括補助が前提となると、その部分での支払いの平準化のメリットがないようにも思う。そのあたりはどうなっていくのか。</p>	<p>「交通安全施設等整備事業費補助(対象:自動車駐車場、自転車駐車場)」は、分割交付を可能と整理した。現時点では他は一括交付のみとしているが、どのような形が各々の事業に必要なのか。従来の公共事業に対する補助とのイコール・フットイング(同等の条件整備)を基本的な考え方として、今後の補助要綱の整備に取り組んで参りたく、補助を要するPFI事業に関する情報等をお寄せいただきたい。</p>
<p>公共事業でのPFI方式適用可能範囲をどう考えているのか。自治体とPFI事業者の責任分界点の考え方を教えて欲しい。</p>	<p>PFI法によると、公共施設、公共的施設、公用施設等幅広い施設がPFIの適用範囲とされており、法的な意味での適用可能範囲は公共事業の広い範囲にわたるものと考えている。しかし、PFIとしての事業性という観点に立てば、一定のサービス水準に対する財政支出が少ない、あるいは一定の財政支出に対して提供されるサービス水準が高いものでなければPFIに適しているとは言えない。またこのためのVFMの算定はひとつの指標であるが、それ以外にもリスク分担など契約に影響するものもあり、これらのものが総合的に判断されて、官民双方にとってPFIとしての事業性が確認されるものと考えている。</p> <p>官民の責任分界点の基本的な考え方としては、民間にリスク調整能力のあるものは民間の責任とし、そうでないものは適切なリスクヘッジがあり得る場合はその対価を支払うことで民間の責任とする選択肢もある。それ以外の不可抗力的なものに関しては、公共サービスの提供に責任を有する公共に、従来通りリスクを残すべきと考える。</p>

## 質問回答集

質問内容	回答
<p>PFI事業を推進するに当たって、中小企業でも参画できる要素があるのか？それには、どのような要素があるのか。</p>	<p>VFMの向上を図る上で、民間のノウハウの活用は重要な要素である。この観点で、公共サービスの提供に関して、地元の智恵を生かした提案はあり得るものと考えている。また、数十年におよぶ維持管理業務は、遠方より行うには困難なケースも多く、SPCの担い手のひとつとして、中小企業が参画する例もある。</p>
<p>今後PFIが導入されやすい、もしくはされると思われる主要事業にはどのようなものがあるのか（具体例を）。</p>	<p>現在「国土交通省所管事業を対象としたVFM簡易シミュレーションの実施」を通じて、PFIになじむ事業とそうでない事業を見極める試みのひとつとして、ある条件下における簡易なVFM算定を行う検討を進めているところである。実際に国内で実施されているPFI事業の検証と、実施例のない事業のVFM算定等もあわせて、今後次第に明らかになっていくものと思われる。</p>
<p>PFI事業において、建設業として参画するにあたって資金力の無い会社は難しいのか。</p>	<p>建設会社にどの程度の資金力が必要かは、当該PFI事業の内容、コンソーシアム（Consortium：共同体）の構成企業間の責任分担のあり方等によって異なるものと考え。事業参画を検討する際には、こうした点も含め、コンソーシアムにおいて事前に考え方の摺り合わせを充分行うことが望ましい。</p> <p>PFI事業は、公共サービスを提供する事業であるため、一般の収益事業と比較して、公共サービスを継続せしめるための契約内容となるため、資金力そのものが支配的であるのではなく、PFI事業者の事業遂行能力とそれを担保するための適切な契約がより重要である。</p>
<p>国庫補助制度のほとんどが、未だBOT（Build Operate Transfer）を対象としておらず、やむをえずBTO（Build Transfer Operate）を選択して事業化している。これは柔軟な管理運営を望む民間事業者からも敬遠される要因にもなっており、LCC（Life Cycle Cost）の算定の際にも公平な比較ができないのではないのか。</p>	<p>BOTについては、各事業窓口が相談を受け付けることとしている。これは、未だ公共の所有物となっていない施設について、将来は公共のものとなることをいかに担保した上で補助を行うかという精査が必要なためである。その意味で、具体的な事業をもってご相談願いたい。</p>
<p>ハコモ/PFIの情報については様々なところで得られているが、インフラ関係のPFI検討状況について情報提供をお願いしたい。</p>	<p>インフラ関係のPFI検討に関しては、以下のような課題について精査すべきものと認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用地取得の難航による事業遅延、地盤条件や周辺条件等からの施行方法の変更による事業費の変動等が予想され、これに係るリスク評価に検討を要すること</li> <li>大規模災害時等の危機管理に係るリスク評価について検討が必要であること</li> <li>事業費が大きいことから、PFI事業者が金融機関から借り入れる資金調達の規模が大きく、これに係るリスク評価について検討が必要であること</li> </ul> <p>検討の結果、適宜情報提供に努めて参りたい。</p>

## 質問回答集

質問内容	回答
<p>PFI事業において、公有地を民間会社が活用する際の地代を無償にするようなケースがあると思うが、公有財産法上の規定等に触れたりしないのか。</p>	<p>実際の例として、行政財産ではなく、普通財産とし、無償とするなどの例もあるが、事業のスペックによっても変わるので一概には言えない。公の財産についての規程が変わる方向にあり、その動向に注意が必要。また、独立行政法人化すれば国有財産法上の適用外になる。</p>
<p>イギリスやオーストラリアでは資金集めの方法として株式等によるファイナンス方法があると聞いたことがあるが、日本においてもそういう形は今後可能となるのか。</p>	<p>私見であるが、プロジェクトファイナンス自体もアジアで盛んであったという話もあり、その時代アジアで活躍された方が日本に戻ってきている。法制度や金融慣行が変わる中でいろんな仕組みが出てくるのではないかと思う。</p>
<p>ファイナンス面から見て、20年という長い期間についての条件整備を考える際のポイント等は何があるのか。</p>	<p>それぞれの事業にふさわしい期間がある。税法上の問題として、PFI化することにより事業期間が延びてしまうことがあるが、そのへんの解決は必要。金融ツールが発達しているので、調達環境に合わせて金利を設定することは可能であると思う。</p>